

静岡県公安委員会規程第19号

特定任意高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

特定任意高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習の実施に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習の委託)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(委託の条件)</p> <p><b>第3条</b> 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>次条に規定する要件を満たす講習指導員</u>が行うこと。</p> <p>(2) 講習は、<u>静岡県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が定めた講習の実施基準及び公安委員会の指示に従い実施すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p><b>第4条</b> <u>講習指導員は、高齢者講習規程第4条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「<u>講習規則</u>」という。）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習の委託等)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、静岡県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が講習を行うものとする。</p> <p>(委託の条件)</p> <p><b>第3条</b> 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>高齢者講習規程第5条第1項の規定により高齢者講習指導員の承認を受けた者</u>（以下「<u>講習指導員</u>」という。）が行うこと。</p> <p>(2) 講習は、<u>公安委員会</u>が定めた講習の実施基準及び公安委員会の指示に従い実施すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>公安委員会における講習の実施</u>)</p> <p><b>第4条</b> <u>第2条第2項の規定により公安委員会</u></p>

各号に掲げる高齢者講習指導員の要件を充足する者とする。

(講習指導員の承認)

**第4条の2** 公安委員会は、前条に規定する要件を満たす者を講習指導員として承認するものとする。

(講習指導員の教養)

**第5条** (略)

(講習の実施基準)

**第6条** 講習の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講習の内容

講習は、静岡県警察本部長が別に定める「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、講習指導案を作成して行うものとする。

(2)～(4) (略)

(講習指導案の報告)

**第7条** (略)

(委託の解除)

**第8条** (略)

(承認の取消し又は講習業務の停止)

**第9条** 公安委員会は、講習指導員が運転免許の取消し若しくは運転免許の効力の停止の処

が講習を行うときは、高齢者講習規程第4条各号に掲げる要件を満たす警察職員が行うものとする。

(講習指導員の教養)

**第5条** (略)

(講習の実施基準)

**第6条** 講習の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講習の内容

講習は、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、講習指導案を作成して行うものとする。

(2)～(4) (略)

(特定任意高齢者講習終了証明書の交付)

**第7条** 公安委員会及び講習受託機関は、講習を終了した者に対し、特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第1号）を交付するものとする。

(講習指導案の報告)

**第8条** (略)

(委託の解除等)

**第9条** (略)

**2** 公安委員会は、講習指導員が運転免許の取消し若しくは運転免許の効力の停止の処分を受けたとき、又は講習指導員として不適格と認められる行為をしたときは、必要な期間その者の講習業務を停止するものとする。

分を受けたとき、又は講習指導員として不適格と認められる行為をしたときは、講習指導員の承認を取り消し、又は必要な期間その者の講習業務を停止するものとする。

(講習実施計画の報告)

**第10条** (略)

(委任)

**第13条** この規程の実施に関し必要な事項は、静岡県警察本部長が定める。

(講習実施計画の報告)

**第10条** (略)

(委任)

**第13条** この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。